資料３－２

改正自動車NOx・PM法の対策の枠組み

局地汚染対策

基本方針

○重点対策地区の指定等に関する基本的な事項（国が定める）

重点対策地区の指定

○基本方針に基づき、対策地域内で大気の汚染が特に著しく、対策を計画的に実施する必要がある地区（知事が指定）

関係市町村長 ←（意見聴取）— 知事 —（協議）→ 都道府県公安委員会 関係道路管理者

知事 →（指定）→ 重点対策地区

重点対策計画の策定

○総量削減計画において、一の計画として重点対策計画を策定（知事が策定）

総量削減計画策定協議会［調査審議］ ←（意見聴取）— 知事 ⇄（協議）⇄ 環境大臣［公害対策会議の議を経る］

知事 →（策定）→ ＜重点対策計画＞
・Nox・PM対策の実施に関する目標
・自動車排出NOx・PMによる大気汚染防止のための具体的な方策
・特定建物の設置者による自動車排出Nox・PM排出抑制の配慮事項　等

環境大臣 —（同意）→ 知事

特定建物の用途と規模

○特定建物の用途（政令で定める）
○届出を要する特定建物の規模（都道府県条例で定める）

国 ［政令］劇場、ホテル、事務所始め29の特定用途について規定

県 ［条例］特定用途に供する部分の規模（延べ面積）

特定建物の新設に関する届出

特定建物を新設等する者

＜届出内容＞
・特定建物の事業活動に伴う自動車排出NOx・PMの予測総量
・自動車排出NOx・PMの排出抑制のための配慮事項　等

届出 →

← 報告徴取　← 意見・勧告 ⇄（協議）⇄ 公安委員会

知　事

勧告に従わなかった場合の公表

重点対策地区において流入車による影響が大きく、流入車対策を講じる必要がある場合

流入車対策

指定地区・周辺地域の指定

指定地区の指定

○重点対策地区のうち流入車によるNOx・PM対策を推進する必要がある地区（知事の申出により環境大臣が指定）

知事 →（申出）→ 環境大臣 ⇄（協議）⇄ 事業所管大臣

周辺地域の指定

○指定地区ごとに主務省令で指定（国）

国　［主務省令］周辺地域の範囲（隣接県等）

＜周辺地域＞
対策地域の周辺地域であって、当該地域内を使用本拠地とする自動車が指定地区内に相当程度運行されていると認められる地域として、指定地区ごとに主務省令で定める地域

周辺地域内事業者の義務

周辺地域内事業者

＜周辺地域内自動車＞
周辺地域に使用の本拠地を置く自動車

・周辺地域内自動車の保有台数が政令で定める台数以上のもの　［政令］1都道府県内30台
・指定地区内の運行回数が主務省令で定める回数以上のもの　［主務省令］年間300回

計画の作成・提出

＜計画の内容＞
・指定地区内において運行される周辺地域内自動車に係るNOx・PM排出抑制の実施に関する計画

定期の報告

＜報告の内容＞
・指定地区内における自動車排出NOx・PMに係る排出抑制措置の実施状況

指導・助言　勧告　立入検査　報告徴取　報告

指定地区を所管する知事

勧告に従わなかった場合の公表

事業者の努力規定（40条）

＜対策地域内で周辺地域内自動車を運行する場合＞

事業者 → 車種規制適合車の使用

荷　主 → 計画的な貨物運送委託等を通じ、貨物運送に係るNOx・PM排出抑制

周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる事業者